

株式会社かんぽ生命保険の新規業務（終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売の充実）に関する郵政民営化委員会の意見（案）

はじめに

平成29年3月31日、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」という。）から新規業務（終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売の充実）の認可申請があり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められた。

認可申請の内容は、次のとおりである。

① 終身保険等の見直し

ア 終身保険について、解約返戻金を低く設定し、保険料を低廉化する。

イ 定期年金保険について、解約返戻金を低く設定するとともに、長生きに備えて、年金支払期間を長期化する。

ウ 入院特約等について、

- ・ 入院初期保険金を設定するとともに、手術保険金の支払対象を改定する。
- ・ 終身保険に付加する特約について、「無解約返戻金型」及び「解約返戻金低減型」を設定する。
- ・ 災害特約を無配当化する。

② 法人向け商品の受託販売の充実

- ・ 第一生命保険株式会社の経営者向け介護保障定期保険の受託販売を行う。

当委員会における調査審議の結果は、以下のとおりである。

1 基本的な考え方

「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」（以下「所見」という。）に基づき、今般の新規業務の調査審議に関する基本的な考え方を以下に記す。

(1) 利用者利便の向上

郵政民営化においては、利用者利便の向上が重要な目的であり、株式会社ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）の新規業務に係る調査審議においても、この点に十分留意する必要がある。金融二社においては、業務の展開に際し、民間金融機関として顧客満足を向上させるため、顧客ニーズへの的確な対応や郵便局における一元的対応を行うことが期待される。

(2) 適正な競争関係

郵政民営化法は、金融二社の新規業務導入に際しての考慮事項として、主に適正な競争関係の確保の観点から議決権比率を例示している。当委員会では従来からこのことに注目し、株式市場からの規律が経営に及ぼす効果を踏まえ、市場規律が不

十分な場合には各種取引において経済合理性が浸透しない恐れが残りやすいことに着目し、こうした弊害をそれほど意識する必要がない業務については、株式上場前であってもその導入を認め得るとの考え方を採ってきた。

平成27年の金融二社株式の上場により、金融二社の経営に市場規律が浸透し、一層合理的な経営と市場に対する説明責任が求められることとなった。金融二社の新規業務導入における先後関係の判断は、こうした経営環境の変化を踏まえ、上述の考え方に各社の経営課題への対応に資するより具体的できめ細かな視点を加えて行うことが適切であり、中期経営計画の具体化、あるいは更なる展開を図るために必要な業務は、優先順位を上げて検討すべきである。

なお、他の金融機関への影響については、利用者利便の向上を中心に考えるべきであり、懸念材料があるから実施させないという手法は極力採るべきでなく、できる限り競争を促す方向で検討することが重要である。

(3) 業務遂行能力・業務運営態勢

業務遂行能力・業務運営態勢については、これまでの所管官庁における検査監督等により一定の水準にあるものと考えられるが、申請に係る業務により新たに必要となる態勢について、民間金融機関として求められる所要の態勢を整備することが必要である。

(4) 経営の健全性の確保

金融二社においては、株式会社として投資家の信認を得られるよう、財務の健全性を確保するとともに、厳格なコスト管理態勢の下で効率的な経営が行われるべきである。その上で、新規業務については、顧客ニーズを的確に反映しつつ、健全経営の確保に寄与するものとして展開されることが求められる。

2 所見の観点からの評価

本件新規業務のうち、終身保険等の見直しは、市場において既に提供されている商品・サービスで定型的なものであるとともに、個人向け商品・サービスであってコア・コンピタンスとの関係が強い業務である。さらに、低金利環境の継続や平均寿命の延伸、医療環境の変化といったかんぽ生命保険を取り巻く経営環境に起因する経営課題の克服に資するものであり、中期経営計画においてかんぽ生命保険が目指している高齢者サービスの充実等の具体化を図るものである。

また、法人向け商品の受託販売の充実は、かんぽ生命保険が郵政民営化法上の認可を受けて行っている他の生命保険会社の法人向け商品の受託販売の業務において受託商品を追加するものであって、コア・コンピタンスとの関係が強い業務であり、当該他社の商品は、市場において既に提供されている定型的なものである。さらに、かんぽ生命保険が他の生命保険会社と連携することにより既存サービスの補強に資するものである。

3 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可に当たっての考え方

上記1及び2の観点に基づき、本件新規業務（終身保険等の見直し及び法人向け商品の受託販売の充実）について調査審議を行ったが、本件は、いずれも現在既にかんぽ生命保険が行っている業務と類似性が高く、その実施について問題はないと考えられる。

また、終身保険等の見直しにより、低金利環境の継続、平均寿命の延伸、医療環境の変化等の環境変化に対応する顧客のニーズに応えることができることから、利用者利便の向上に資するものと考えられる。

なお、本件見直しにより解約返戻金を低く設定するなどした商品については、その販売に当たり顧客への説明を適切に行うなど、業務の適正かつ確実な実施を確保することが重要である。

法人向け商品の受託販売の充実については、他の生命保険会社から受託する法人向け商品のラインナップの充実が図られ、高齢化の進展に伴う法人顧客の介護保障ニーズに応えることができることから、利用者利便の向上に資するものと考えられる。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る業務の開始後においても、かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢が整えられ、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、かんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。